

令和6年度

成田市住民活動総合災害補償制度のご案内

◆成田市住民活動総合災害補償制度の内容

市内に活動の拠点を置く住民団体の、住民活動中の事故に対して補償を行う制度です。

■住民団体とは以下の項目をすべて満たす団体をいいます。

- (1) 住民活動を行うことを目的に、5人以上の構成員により自主的に組織されていること
- (2) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の70%以上が成田市内に住所を有していること
- (3) 活動が継続的、計画的に行われていること

■住民活動とは以下の項目いずれにも該当しない活動で、宿泊を伴う活動を含みます。

- ・報酬を得るための活動（交通費や食事代等の実費弁償は可）
- ・特定の団体や個人の利益となる活動（サークル活動や趣味の活動、自助活動に該当するもの等）
- ・運動競技を行うことを目的として組織されたスポーツ団体が行う、当該団体管理下のスポーツ活動
- ・学校、幼稚園又は保育園の行事として行われる活動（クラブ活動を含む）
- ・政治、宗教及び営利を目的とした活動
- ・職業として行う活動
- ・単位取得や学習のために行う活動
- ・海外で行う活動



◆補償対象者

■賠償補償対象者

○住民団体及び指導者等（※）

○市又は市と共同で事業を行う団体

※指導者等とは、住民団体において、住民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者、又はこれに準ずる者及び住民団体の構成員や指導者の補助員など、住民活動の実施に伴ってその運営に従事する者をいいます。

■傷害補償対象者

○指導者等

○住民団体による住民活動の参加者（※）及び市が主催又は共催する事業の参加者（※）

※参加者とは、住民活動に直接的に参加し、活動を実施する者をいいます。

単なる見物人や祭り・イベントの来場者等の不特定多数の者、サービスの受益者は対象とはなりません。

※事前の届け出は必要ありません。

※保険料は市が全額負担いたします。

※本制度は、**住民活動におけるすべての事故を補償の対象とするものではありません。**

事故が発生した状況や活動内容によっては、補償が受けられないこともあります。

※補償の適用範囲には、活動のための準備期間及び活動場所への**通常の往復経路**を含みます。

◆補償の種類と内容

【損害賠償責任補償】（対人賠償、対物賠償、保管物賠償ともそれぞれ1事故につき5,000円までは補償されません。）

住民団体や住民団体の指導者等が活動中に管理監督の不備や指導・誘導のミス等によって、参加者又は第三者にケガをさせたり、若しくは死亡させ、又は物を壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償するものです。

| 区分 | 内容 | 限度額 |
|-------|------------------------------|-----------------------------|
| 対人賠償 | 被害者の身体に損害を与えたとき | 1人につき 6,000万円 1事故につき 2億円 |
| 対物賠償 | 被害者の財物に損害を与えたとき | 1事故につき 100万円 |
| 保管物賠償 | 被害者が管理しているもの、預かりもの等に損害を与えたとき | 1事故につき 100万円 |

【傷害補償】

住民団体の指導者等や参加者が活動中に急激かつ偶然の外来の事故により死亡やケガをした場合に補償するもので、熱中症（熱射病、日射病）、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）を含みます。

| 区分 | 内容 | 補償金額 |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 死亡 | 事故日を含む180日以内に死亡したとき | 1人 500万円 (熱中症等 1人 300万円) |
| 後遺障害 | 事故日を含む180日以内に、その事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき | 1人 20~500万円 (熱中症等 1人 9~300万円) |
| 入院 | 事故日を含む180日以内に、その事故による傷害が原因で入院したとき | 1人 日額5,000円 |
| 手術 | 事故日を含む180日以内に、その傷害の治療のために手術を受けたとき | 入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約に係る約款に定めた倍率を乗じた額 |
| 通院 | 事故日を含む180日以内に、その事故による傷害が原因で通院したとき | 1人 日額3,000円 (上限 90日) |

◆補償の対象とならない事故の例

| 共通 | 損害賠償責任補償 | 傷害補償 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうに起因するもの及びこれらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ○非常勤特別職等に該当し、法令(条例を含む。)の規定による災害補償の適用で救済される場合の事故 ○その他保険契約に係る保険約款において免責とされる事故 | <ul style="list-style-type: none"> ○賠償補償対象者の故意により発生したもの ○地震、噴火、洪水、津波又は高潮 ○賠償補償対象者の同居の親族に対して負担するもの ○賠償補償対象者及び賠償補償対象団体が所有・使用・管理する自動車等(※)又は動物に起因する事故 ○狩猟に起因して負担する賠償責任 ○建物や施設の改築・修理などに起因する事故 <p>※自動車には重機も含まれます。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ○傷害補償対象者の故意又は重大な過失により発生したもの ○地震、噴火又はこれらによる津波 ○傷害補償対象者の脳疾患、疾病(熱中症等は除く。)又は心神喪失によるもの ○傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛又はその他の症状で、その症状の原因がいかなる場合でも医学的他覚所見がないとき ○傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物使用等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故等 |

◆事故が発生した場合

ケガをされたとき又は賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたときは、速やかに市民協働課へ連絡してください。事故の状況を詳しくお伺いし、以下の書類を基に、補償の可否について判断します。

【提出書類】 ①事故発生日、場所、時間などが把握できる資料（行事のお知らせ文やチラシ等）
②当日の参加者名簿（氏名・住所） ③団体の年間行事計画表 ④事故報告書

※団体の概要が把握できる書類（規約・会則など）を求める場合もあります。

※④はお電話ですべて聞き取りが出来れば提出は不要です。

※傷害補償の場合、請求時に入通院日が確認できる領収証と、診察券のコピーが必要になります。

※損害賠償責任補償（物損事故）の場合は、修理前の物品の写真等が必要になります。

【問い合わせ】 成田市役所 市民生活部 市民協働課

[住所] 〒286-8585 成田市花崎町 760 [電話番号] 0476-20-1507

[FAX] 0476-24-1086

[メールアドレス] kyodo@city.narita.chiba.jp

[制度詳細(市ホームページ)] <https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page102800.html>